様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年12月 4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）いのてっくすびじねすそりゅーしょんずかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 イノテックスビジネスソリューションズ株式会社  （ふりがな）えのもと　いちろう  （法人の場合）代表者の氏名 榎本　一郎  住所　〒105-0011  東京都 港区 芝公園２丁目４番１号  法人番号　3010001083016  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　イノテックスビジネスソリューションズ　コーポレートサイト内 「DX推進に関する取り組み」 | | 公表日 | ①　2023年10月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　イノテックスビジネスソリューションズ　コーポレートサイト内で公表  　https://www.innotex-ibs.co.jp/company/dx/  　「デジタル技術が社会や自社に及ぼす影響」  「経営ビジョン」  「ビジネスモデルの方向性」 | | 記載内容抜粋 | ①　「デジタル技術が社会や自社に及ぼす影響」  現代は、デジタル関連製品や、それに伴う保守サービス、インターネット経由での新しいサービスがいくつも創出され、日進月歩社会が変化し、そのスピードが加速しています。イノテックスビジネスソリューションズの主力ビジネスである複写機も例外ではなく、今ではシステムの入出力機器としての提案が求められます。イノテックスビジネスソリューションズはこの変化に対応し、デジタル技術を活用して、お客様や会社のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革していきたいと考えております。  「経営ビジョン」  仕事の生産性や効率性を向上する為には、働きやすいオフィス環境やスムーズな業務連携に必要なネットワーク環境の整備は重要な要素です。昨今では行政主導で”働き方改革”に取り組んでいることからも、オフィス環境の整備・改善は企業にとって早急に取り組むべき課題です。  私たちイノテックスビジネスソリューションズは、オフィスソリューションを提供する伴走者の観点から「働きやすい」オフィスの環境について、課題点をご一緒に整理し、より良い改善策を提案する事で、お客様のオフィスが更に「生産性」を高めていただけるよう、良質なサービスをこれからもご提案させていただきます。時代の変化に対応したICTソリューションをお届けし、お客様にいつまでも必要とされる企業であり続ける為にこれからも私たちは進化してまいります。  「ビジネスモデルの方向性」  お客様にいつまでも必要とされる企業であり続ける為に私たちは進化してまいります。  ●補足説明含む  社内では、ICTDX部門を強化して全体でDXを推進する体制を構築します。またWebシステム（リモート）を積極的に活用することで、社内外のコミュニケーションを活性化し、働き方の改革等、変革を進めてまいります。  お客様向けには、デジタル製品やクラウドサービスの拡充により、お客様の望まれる環境をご提供できるよう仕入・販売・サポートを強化します。デジタル技術や最新のサービスをご提案することで、お客様の業務改善やDX推進に貢献してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社ホームページに記載しているDX推進に関する取組みは、取締役会の承認を得た方針に基づき作成しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　イノテックスビジネスソリューションズ　コーポレートサイト内 「DX推進に関する取り組み」 | | 公表日 | ①　2023年10月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　イノテックスビジネスソリューションズ　コーポレートサイト内で公表  　https://www.innotex-ibs.co.jp/company/dx/  　「イノテックスビジネスソリューションズが考えるDX推進戦略」  「自社内でのDX活用の取り組み」 | | 記載内容抜粋 | ①　「イノテックスビジネスソリューションズが考えるDX推進戦略」  お客様に対して日々営業活動をする中で、様々な情報や数値データが集まってまいります。それらを集約・分析することで得られたものをまたお客様に貢献できるよう、イノテックスビジネスソリューションズは以下のような戦略でDX推進に取り組んでまいります。  ●補足説明含む  STRATEGY 01  自社内においてDWH（Data Ware House）の構築し、お客様のニーズ・シーズを数値化してDX推進に的確なアドバイスを行います。  具体的には、顧客をより深く理解するために購入履歴データ・サポート履歴データ・商談状況データなど情報を一元管理し、商品力・マーケティング力強化につなげます。  STRATEGY 02  マーケティング部門の育成により、蓄積されたノウハウや成功事例等を分析し、提案力強化を図ります。  具体的には、社内グループチャットに蓄積された社員のやり取り、お客様とのやり取りを分析することで提案力・サービス力を強化します。また、WEB会議システムを積極的に活用することでお客様への提案・サポートのスピードアップを図り、サービスレベル向上を実現します。  STRATEGY 03  社内における資格取得の推奨等により、お客様のDX推進を支援できる人材の育成を推し進めます。  具体的には、研修の録画データを閲覧できる仕組みを構築し、社員がいつでも・どこでも勉強できる環境を提供します。  「自社内でのDX活用の取り組み」  当社は、お客様サポートの向上とお客様サポートレベルの均一化に向け、全社員対象のDX活用による下記取り組みを行っております。下記システムによりシームレスな情報共有、タイムリーな情報伝達を行っております。  STRATEGY 01推進策  ・CRM（Customer Relationship Management）システムの導入  STRATEGY 02推進策  ・社内グループチャットの活用  ・WEB会議システムの活用  STRATEGY 03推進策  ・社内研修の録画共有 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社ホームページに記載しているDX推進に関する取組みは、取締役会の承認を得た方針に基づき作成しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　イノテックスビジネスソリューションズ　コーポレートサイト内 「DX推進に関する取り組み」  　「～横断的なDX推進の体制を構築～」  「～デジタル技術やデータ活用に関連する資格取得を推進～」 | | 記載内容抜粋 | ①　「横断的なDX推進体制」  ●補足説明含む  イノテックスビジネスソリューションズは３部門の連携でお客様にサービスを提供しています。  イノテックスビジネスソリューションズ内に「ICT DX推進室」を新設し、全体の取りまとめ部門となり、横断でのDX推進体制を構築します。  取りまとめ  　・ICT DX推進室  各部門の役割  　・営業部門DX  　・サービス部門DX  　・ロジスティック部門DX  「資格取得を推進」  ICTに強い人材を育成し続けます。  ・デジタル技術の知識習得  ・資格取得の推進 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　イノテックスビジネスソリューションズ　コーポレートサイト内 「DX推進に関する取り組み」  　「環境整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　積極的にITシステム導入・人材教育に投資し、情報共有のスピード化・業務効率の向上・ICT人材の育成を図ります。将来的には、現在の基幹システムをクラウド化し、業務効率の向上及び、顧客満足の向上を図ります。  具体的には、  ・社内システムの刷新  ・CRMの導入  ・MA（マーケットオートメーション）ツールの活用  ・コールセンターシステムの刷新  ・ICT端末（スマートフォン、タブレット、ノートPC）の支給 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　イノテックスビジネスソリューションズ　コーポレートサイト内 「DX推進に関する取り組み」 | | 公表日 | ①　2023年10月 2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　イノテックスビジネスソリューションズ　コーポレートサイト内で公表  　https://www.innotex-ibs.co.jp/company/dx/  　「イノテックスビジネスソリューションズが考えるDX推進戦略」  「自社内でのDX活用の取り組み」  「DX推進戦略に対する指標」 | | 記載内容抜粋 | ①　2-1戦略に対してのDX推進効果の指標は下記のとおりです。  四半期ごとに進捗を管理し、推進します。  ●補足説明含む  指標（戦略との関連付け）  ・DX活用による顧客満足度の向上  　　STRATEGY 01  　　STRATEGY 02  　　STRATEGY 03  ・DX活用による従業員生産性の向上  　　STRATEGY 01  ・ICT商材・サービスの充実化  　　STRATEGY 01  　　STRATEGY 02 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年10月 2日 | | 発信方法 | ①　イノテックスビジネスソリューションズ　コーポレートサイト内 「DX推進に関する取り組み」  　イノテックスビジネスソリューションズ　コーポレートサイト内で公表  　https://www.innotex-ibs.co.jp/company/dx/  　冒頭のDX推進メッセージで配信 | | 発信内容 | ①　～ICTの活用で、皆さまとご一緒に、次のステージへ～  当社はもともと10円コピーサービスの提供からスタートし、その後「ICT企業」へ変革するために独自の取り組みを行っております。変化し続ける市場でサービスを提供し続ける為には、これまでの取り組みから更にデジタル技術を取り入れたDXを推進する必要があると認識しています。  『働きやすさの向上』や『生産性の向上』といったSDGｓに繋がる企業課題は今や単なるキャッチフレーズではなく業種や規模を問わず企業に求められる変革へのチャレンジであり課題です。ICTソリューションはその課題解決に向けた重要な要素であることに疑いの余地はありません。  イノテックスビジネスソリューションズは時代の変化に対応したICTソリューションをお届けし、お客様にいつまでも必要とされる企業であり続ける為にこれからも私たちは進化してまいります。  代表取締役社長　榎本　一郎 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。